

第41号議案

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成24年7月30日

教育長 堤 正則

提案理由

町の区域の設定に伴い、通学区域に係る規定の整理を行おうとするものである。

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則（平成17年久留米市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1金丸の項中「西町の一部」の次に「、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目」を加える。

別表第2諏訪の項中「野中町の一部」の次に「、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則（平成17年教育委員会規則第25号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○久留米市立小中学校の通学区域に関する規則 平成17年2月4日 久留米市教育委員会規則第25号</p> <p>改正 平成17年5月25日教育委員会規則第52号 平成19年3月19日教育委員会規則第1号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市立の小学校及び中学校の通学区域を定めるところにより学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項及び第6条の規定を実施することを目的とする。</p> <p>（通学区域）</p> <p>第2条 小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。 2 中学校の通学区域は別表第2のとおりとする。</p> <p>（指定）</p> <p>第3条 学校教育法施行令第5条第2項及び第6条の規定による就学予定者が就学すべき小学校又は中学校の指定は、原則として当該就学予定者の住所地を通学区域とする小学校又は中学校とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところにより、当該就学予定者の住所地を通学区域とする小学校又は中学校以外の小学校又は中学校を指定することができる。</p> <p>（平17教規則52・追加）</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>（平17教規則52・旧第3条繰下）</p> <p>附 則 この規則は、平成17年2月5日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年5月25日教育委員会規則第52号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月19日教育委員会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係） （平19教規則1・一部改正）</p>	<p>○久留米市立小中学校の通学区域に関する規則 平成17年2月4日 久留米市教育委員会規則第25号</p> <p>改正 平成17年5月25日教育委員会規則第52号 平成19年3月19日教育委員会規則第1号</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、久留米市立の小学校及び中学校の通学区域を定めるところにより学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項及び第6条の規定を実施することを目的とする。</p> <p>（通学区域）</p> <p>第2条 小学校の通学区域は、別表第1のとおりとする。 2 中学校の通学区域は別表第2のとおりとする。</p> <p>（指定）</p> <p>第3条 学校教育法施行令第5条第2項及び第6条の規定による就学予定者が就学すべき小学校又は中学校の指定は、原則として当該就学予定者の住所地を通学区域とする小学校又は中学校とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、教育長が別に定めるところにより、当該就学予定者の住所地を通学区域とする小学校又は中学校以外の小学校又は中学校を指定することができる。</p> <p>（平17教規則52・追加）</p> <p>（委任）</p> <p>第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>（平17教規則52・旧第3条繰下）</p> <p>附 則 この規則は、平成17年2月5日から施行する。</p> <p>附 則（平成17年5月25日教育委員会規則第52号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月19日教育委員会規則第1号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1（第2条関係） （平19教規則1・一部改正）</p>

久留米市立小学校通学区域

校名	町名
西国分	国分町の一部、篠原町の一部、諏訪野町の一部、天神町の一部、西町の一部、野中町の一部、東町の一部
荘島	荘島町の一部、白山町の一部、中央町の一部、日吉町の一部、本町の一部、松ヶ枝町
日吉	櫛原町の一部、中央町の一部、天神町の一部、通町の一部、東町の一部、日吉町の一部、六ツ門町の一部
篠山	旭町、洗町、小森野町の一部、篠山町、城南町、中央町の一部、東櫛原町の一部、日ノ出町
京町	大石町、京町、荘島町の一部、白山町の一部、瀬下町、縄手町
南薫	大手町、櫛原町の一部、篠原町の一部、諏訪野町の一部、寺町、天神町の一部、東和町、通東町、通外町、通町の一部、南薫西町、南薫町、野中町の一部、東櫛原町の一部、東町の一部、百年公園の一部、蛭川町
鳥飼	梅満町の一部、白山町の一部、津福本町の一部
長門石	長門石一丁目、長門石二丁目、長門石三丁目、長門石四丁目、長門石五丁目、長門石町
小森野	小森野一丁目、小森野二丁目、小森野三丁目、小森野四丁目、小森野五丁目、小森野六丁目、小森野七丁目、小森野町の一部、高野一丁目、高野二丁目、高野町
金丸	梅満町の一部、小頭町、津福本町の一部、西町の一部、原古賀町、東町の一部、本町の一部、六ツ門町の一部
東国分	国分町の一部、野中町の一部
御井	野中町の一部、御井朝妻一丁目、御井旗崎一丁目、御井旗崎二丁目、御井旗崎三丁目、御井旗崎四丁目、御井旗崎五丁目、御井町の一部、山川町の一部
南	荒木町白口の一部、江戸屋敷一丁目、江戸屋敷

久留米市立小学校通学区域

校名	町名
西国分	国分町の一部、篠原町の一部、諏訪野町の一部、天神町の一部、西町の一部、野中町の一部、東町の一部
荘島	荘島町の一部、白山町の一部、中央町の一部、日吉町の一部、本町の一部、松ヶ枝町
日吉	櫛原町の一部、中央町の一部、天神町の一部、通町の一部、東町の一部、日吉町の一部、六ツ門町の一部
篠山	旭町、洗町、小森野町の一部、篠山町、城南町、中央町の一部、東櫛原町の一部、日ノ出町
京町	大石町、京町、荘島町の一部、白山町の一部、瀬下町、縄手町
南薫	大手町、櫛原町の一部、篠原町の一部、諏訪野町の一部、寺町、天神町の一部、東和町、通東町、通外町、通町の一部、南薫西町、南薫町、野中町の一部、東櫛原町の一部、東町の一部、百年公園の一部、蛭川町
鳥飼	梅満町の一部、白山町の一部、津福本町の一部
長門石	長門石一丁目、長門石二丁目、長門石三丁目、長門石四丁目、長門石五丁目、長門石町
小森野	小森野一丁目、小森野二丁目、小森野三丁目、小森野四丁目、小森野五丁目、小森野六丁目、小森野七丁目、小森野町の一部、高野一丁目、高野二丁目、高野町
金丸	梅満町の一部、小頭町、津福本町の一部、西町の一部、 <u>花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目</u> 、原古賀町、東町の一部、本町の一部、六ツ門町の一部
東国分	国分町の一部、野中町の一部
御井	野中町の一部、御井朝妻一丁目、御井旗崎一丁目、御井旗崎二丁目、御井旗崎三丁目、御井旗崎四丁目、御井旗崎五丁目、御井町の一部、山川町の一部
南	荒木町白口の一部、江戸屋敷一丁目、江戸屋敷

	二丁目、上津町の一部、国分町の一部、津福今町の一部、津福本町の一部、西町の一部、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南町
合川	合川町、朝妻町、新合川一丁目、新合川二丁目、東合川一丁目、東合川二丁目、東合川三丁目、東合川四丁目、東合川五丁目、東合川六丁目、東合川七丁目、東合川八丁目、東合川九丁目、東合川新町、東合川千出町、東合川町、百年公園の一部
山川	太郎原町、山川安居野一丁目、山川安居野二丁目、山川安居野三丁目、山口市ノ上町、山川追分一丁目、山川追分二丁目、山川沓形町、山川神代一丁目、山川神代二丁目、山川神代三丁目、山川野口町、山川町の一部
上津	荒木町藤田の一部、上津一丁目、上津二丁目、上津町の一部、国分町の一部、野伏間一丁目の一部、藤光一丁目、藤光町、藤山町、本山一丁目、本山二丁目
高良内	高良内町、御井町の一部
宮ノ陣	宮ノ陣一丁目、宮ノ陣二丁目、宮ノ陣三丁目、宮ノ陣四丁目、宮ノ陣五丁目、宮ノ陣六丁目、宮ノ陣町大杜、宮ノ陣町五郎丸、宮ノ陣町八丁島、宮ノ陣町宮瀬、宮ノ陣町若松
山本	山本町豊田、山本町耳納
草野	草野町草野、草野町紅桃林、草野町矢作、草野町吉木
安武	安武町住吉、安武町武島、安武町安武本の一部
荒木	荒木町荒木、荒木町今、荒木町下荒木、荒木町白口の一部、荒木町藤田の一部、野伏間一丁目の一部
大善寺	大善寺大橋一丁目、大善寺町黒田、大善寺町中津、大善寺町藤吉、大善寺町宮本の一部、大善寺町夜明、大善寺南一丁目、大善寺南二丁目
善導寺	善導寺町飯田、善導寺町木塚、善導寺町島、善導寺町与田
大橋	大橋町合楽、大橋町常持、大橋町蜷川

	二丁目、上津町の一部、国分町の一部、津福今町の一部、津福本町の一部、西町の一部、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南町
合川	合川町、朝妻町、新合川一丁目、新合川二丁目、東合川一丁目、東合川二丁目、東合川三丁目、東合川四丁目、東合川五丁目、東合川六丁目、東合川七丁目、東合川八丁目、東合川九丁目、東合川新町、東合川千出町、東合川町、百年公園の一部
山川	太郎原町、山川安居野一丁目、山川安居野二丁目、山川安居野三丁目、山口市ノ上町、山川追分一丁目、山川追分二丁目、山川沓形町、山川神代一丁目、山川神代二丁目、山川神代三丁目、山川野口町、山川町の一部
上津	荒木町藤田の一部、上津一丁目、上津二丁目、上津町の一部、国分町の一部、野伏間一丁目の一部、藤光一丁目、藤光町、藤山町、本山一丁目、本山二丁目
高良内	高良内町、御井町の一部
宮ノ陣	宮ノ陣一丁目、宮ノ陣二丁目、宮ノ陣三丁目、宮ノ陣四丁目、宮ノ陣五丁目、宮ノ陣六丁目、宮ノ陣町大杜、宮ノ陣町五郎丸、宮ノ陣町八丁島、宮ノ陣町宮瀬、宮ノ陣町若松
山本	山本町豊田、山本町耳納
草野	草野町草野、草野町紅桃林、草野町矢作、草野町吉木
安武	安武町住吉、安武町武島、安武町安武本の一部
荒木	荒木町荒木、荒木町今、荒木町下荒木、荒木町白口の一部、荒木町藤田の一部、野伏間一丁目の一部
大善寺	大善寺大橋一丁目、大善寺町黒田、大善寺町中津、大善寺町藤吉、大善寺町宮本の一部、大善寺町夜明、大善寺南一丁目、大善寺南二丁目
善導寺	善導寺町飯田、善導寺町木塚、善導寺町島、善導寺町与田
大橋	大橋町合楽、大橋町常持、大橋町蜷川

青峰	青峰一丁目、青峰二丁目、青峰三丁目
津福	荒木町白口の一部、大善寺町宮本の一部、津福今町の一部、津福本町の一部、野伏間一丁目の一部、安武町安武本の一部
船越	田主丸町秋成の一部、田主丸町鷹取、田主丸町長栖、田主丸町船越の一部、田主丸町吉本
水分	田主丸町秋成の一部、田主丸町常盤の一部、田主丸町豊城の一部、田主丸町野田の一部、田主丸町殖木の一部、田主丸町船越の一部
柴刈	田主丸町朝森、田主丸町恵利、田主丸町菅原、田主丸町八幡
川会	田主丸町以真恵、田主丸町上原の一部、田主丸町志塚島、田主丸町竹野の一部、田主丸町牧
竹野	田主丸町竹野の一部、田主丸町地徳の一部、田主丸町中尾
水縄	田主丸町石垣の一部、田主丸町地徳の一部、田主丸町益生田の一部、田主丸町森部
田主丸	田主丸町石垣の一部、田主丸町上原の一部、田主丸町田主丸、田主丸町常盤の一部、田主丸町豊城の一部、田主丸町野田の一部、田主丸町殖木の一部、田主丸町益生田の一部
北野	北野町今山、北野町上弓削の一部、北野町高良の一部、北野町十郎丸、北野町陣屋、北野町千代島、北野町中、北野町中島の一部
弓削	北野町石崎、北野町上弓削の一部、北野町高良の一部、北野町鳥巢
大城	北野町赤司、北野町稲数、北野町大城、北野町乙丸、北野町乙吉、北野町金島の一部、北野町塚島、北野町中島の一部、北野町仁王丸
金島	北野町金島の一部、北野町富多、北野町中川、北野町八重亀
城島	城島町内野、城島町江上上の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町城島、城島町榑津、城島町浜、城島町六町原の一部
下田	城島町芦塚、城島町下田
青木	城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青

青峰	青峰一丁目、青峰二丁目、青峰三丁目
津福	荒木町白口の一部、大善寺町宮本の一部、津福今町の一部、津福本町の一部、野伏間一丁目の一部、安武町安武本の一部
船越	田主丸町秋成の一部、田主丸町鷹取、田主丸町長栖、田主丸町船越の一部、田主丸町吉本
水分	田主丸町秋成の一部、田主丸町常盤の一部、田主丸町豊城の一部、田主丸町野田の一部、田主丸町殖木の一部、田主丸町船越の一部
柴刈	田主丸町朝森、田主丸町恵利、田主丸町菅原、田主丸町八幡
川会	田主丸町以真恵、田主丸町上原の一部、田主丸町志塚島、田主丸町竹野の一部、田主丸町牧
竹野	田主丸町竹野の一部、田主丸町地徳の一部、田主丸町中尾
水縄	田主丸町石垣の一部、田主丸町地徳の一部、田主丸町益生田の一部、田主丸町森部
田主丸	田主丸町石垣の一部、田主丸町上原の一部、田主丸町田主丸、田主丸町常盤の一部、田主丸町豊城の一部、田主丸町野田の一部、田主丸町殖木の一部、田主丸町益生田の一部
北野	北野町今山、北野町上弓削の一部、北野町高良の一部、北野町十郎丸、北野町陣屋、北野町千代島、北野町中、北野町中島の一部
弓削	北野町石崎、北野町上弓削の一部、北野町高良の一部、北野町鳥巢
大城	北野町赤司、北野町稲数、北野町大城、北野町乙丸、北野町乙吉、北野町金島の一部、北野町塚島、北野町中島の一部、北野町仁王丸
金島	北野町金島の一部、北野町富多、北野町中川、北野町八重亀
城島	城島町内野、城島町江上上の一部、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町城島、城島町榑津、城島町浜、城島町六町原の一部
下田	城島町芦塚、城島町下田
青木	城島町青木島、城島町江島の一部、城島町上青

	木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木
江上	城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、城島町原中牟田、城島町六町原の一部
浮島	城島町浮島
犬塚	三瀨町生岩、三瀨町壱町原、三瀨町清松、三瀨町高三瀨の一部、三瀨町玉満、三瀨町福光
三瀨	三瀨町草場、三瀨町高三瀨の一部、三瀨町田川、三瀨町早津崎、三瀨町原田
西牟田	三瀨町西牟田

別表第2（第2条関係）

（平19教規則1・一部改正）

久留米市立中学校通学区域

校名	町名
城南	旭町、洗町、大石町、京町、櫛原町の一部、小森野一丁目、小森野二丁目、小森野三丁目、小森野四丁目の一部、小森野五丁目、小森野町、篠山町、荘島町の一部、城南町、白山町の一部、瀬下町、中央町の一部、通町の一部、長門石一丁目、長門石二丁目、長門石三丁目、長門石四丁目、長門石五丁目、長門石町、縄手町、東櫛原町の一部、日ノ出町、日吉町の一部、六ツ門町の一部
江南	梅満町の一部、小頭町の一部、荘島町の一部、白山町の一部、中央町の一部、津福今町の一部、津福本町の一部、原古賀町の一部、日吉町の一部、本町、松ヶ枝町、六ツ門町の一部、安武町安武本の一部
櫛原	大手町、櫛原町の一部、小森野四丁目の一部、小森野六丁目、小森野七丁目、篠原町の一部、諏訪野町の一部、高野一丁目、高野二丁目、高野町、寺町、天神町の一部、東和町、通東町、通外町、通町の一部、南薫西町、南薫町、野中町の一部、東櫛原町の一部、東町の一部、百年公園の一部、蜚川町

	木の一部、城島町下青木、城島町四郎丸、城島町西青木
江上	城島町江上、城島町江上上の一部、城島町江上本、城島町江島の一部、城島町大依の一部、城島町上青木の一部、城島町原中牟田、城島町六町原の一部
浮島	城島町浮島
犬塚	三瀨町生岩、三瀨町壱町原、三瀨町清松、三瀨町高三瀨の一部、三瀨町玉満、三瀨町福光
三瀨	三瀨町草場、三瀨町高三瀨の一部、三瀨町田川、三瀨町早津崎、三瀨町原田
西牟田	三瀨町西牟田

別表第2（第2条関係）

（平19教規則1・一部改正）

久留米市立中学校通学区域

校名	町名
城南	旭町、洗町、大石町、京町、櫛原町の一部、小森野一丁目、小森野二丁目、小森野三丁目、小森野四丁目の一部、小森野五丁目、小森野町、篠山町、荘島町の一部、城南町、白山町の一部、瀬下町、中央町の一部、通町の一部、長門石一丁目、長門石二丁目、長門石三丁目、長門石四丁目、長門石五丁目、長門石町、縄手町、東櫛原町の一部、日ノ出町、日吉町の一部、六ツ門町の一部
江南	梅満町の一部、小頭町の一部、荘島町の一部、白山町の一部、中央町の一部、津福今町の一部、津福本町の一部、原古賀町の一部、日吉町の一部、本町、松ヶ枝町、六ツ門町の一部、安武町安武本の一部
櫛原	大手町、櫛原町の一部、小森野四丁目の一部、小森野六丁目、小森野七丁目、篠原町の一部、諏訪野町の一部、高野一丁目、高野二丁目、高野町、寺町、天神町の一部、東和町、通東町、通外町、通町の一部、南薫西町、南薫町、野中町の一部、東櫛原町の一部、東町の一部、百年公園の一部、蜚川町

牟田山	荒木町白口の一部、江戸屋敷一丁目、江戸屋敷二丁目、上津町の一部、国分町の一部、津福今町の一部、津福本町の一部、西町の一部、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南町
諏訪	梅満町の一部、小頭町の一部、国分町の一部、篠原町の一部、諏訪野町の一部、津福本町の一部、天神町の一部、通町の一部、西町の一部、野中町の一部、原古賀町の一部、東町の一部、日吉町の一部、六ツ門町の一部
良山	合川町、朝妻町、新合川一丁目、新合川二丁目、太郎原町、野中町の一部、東合川一丁目、東合川二丁目、東合川三丁目、東合川四丁目、東合川五丁目、東合川六丁目、東合川七丁目、東合川八丁目、東合川九丁目、東合川新町、東合川千出町、東合川町、百年公園の一部、御井朝妻一丁目、御井旗崎一丁目、御井旗崎二丁目、御井旗崎三丁目、御井旗崎四丁目、御井旗崎五丁目、御井町の一部、山川安居野一丁目、山川安居野二丁目、山川安居野三丁目、山口市ノ上町、山川追分一丁目、山川追分二丁目、山川沓形町、山川神代一丁目、山川神代二丁目、山川神代三丁目、山川野口町、山川町
明星	上津町の一部、高良内町の一部、国分町の一部、野中町の一部
宮ノ陣	宮ノ陣一丁目、宮ノ陣二丁目、宮ノ陣三丁目、宮ノ陣四丁目、宮ノ陣五丁目、宮ノ陣六丁目、宮ノ陣町大杜、宮ノ陣町五郎丸、宮ノ陣町八丁島、宮ノ陣町宮瀬、宮ノ陣町若松
荒木	荒木町荒木、荒木町今、荒木町下荒木、荒木町白口の一部、荒木町藤田の一部、野伏間一丁目の一部、藤光町の一部
筑邦西	大善寺大橋一丁目、大善寺町黒田、大善寺町中津、大善寺町藤吉、大善寺町宮本、大善寺町夜明、大善寺南一丁目、大善寺南二丁目、安武町住吉、安武町武島、安武町安武本の一部
屏水	大橋町合楽、大橋町常持、大橋町蜷川、草野町

牟田山	荒木町白口の一部、江戸屋敷一丁目、江戸屋敷二丁目、上津町の一部、国分町の一部、津福今町の一部、津福本町の一部、西町の一部、南一丁目、南二丁目、南三丁目、南四丁目、南町
諏訪	梅満町の一部、小頭町の一部、国分町の一部、篠原町の一部、諏訪野町の一部、津福本町の一部、天神町の一部、通町の一部、西町の一部、野中町の一部、 <u>花畑一丁目</u> 、 <u>花畑二丁目</u> 、 <u>花畑三丁目</u> 、原古賀町の一部、東町の一部、日吉町の一部、六ツ門町の一部
良山	合川町、朝妻町、新合川一丁目、新合川二丁目、太郎原町、野中町の一部、東合川一丁目、東合川二丁目、東合川三丁目、東合川四丁目、東合川五丁目、東合川六丁目、東合川七丁目、東合川八丁目、東合川九丁目、東合川新町、東合川千出町、東合川町、百年公園の一部、御井朝妻一丁目、御井旗崎一丁目、御井旗崎二丁目、御井旗崎三丁目、御井旗崎四丁目、御井旗崎五丁目、御井町の一部、山川安居野一丁目、山川安居野二丁目、山川安居野三丁目、山口市ノ上町、山川追分一丁目、山川追分二丁目、山川沓形町、山川神代一丁目、山川神代二丁目、山川神代三丁目、山川野口町、山川町
明星	上津町の一部、高良内町の一部、国分町の一部、野中町の一部
宮ノ陣	宮ノ陣一丁目、宮ノ陣二丁目、宮ノ陣三丁目、宮ノ陣四丁目、宮ノ陣五丁目、宮ノ陣六丁目、宮ノ陣町大杜、宮ノ陣町五郎丸、宮ノ陣町八丁島、宮ノ陣町宮瀬、宮ノ陣町若松
荒木	荒木町荒木、荒木町今、荒木町下荒木、荒木町白口の一部、荒木町藤田の一部、野伏間一丁目の一部、藤光町の一部
筑邦西	大善寺大橋一丁目、大善寺町黒田、大善寺町中津、大善寺町藤吉、大善寺町宮本、大善寺町夜明、大善寺南一丁目、大善寺南二丁目、安武町住吉、安武町武島、安武町安武本の一部
屏水	大橋町合楽、大橋町常持、大橋町蜷川、草野町

	草野、草野町紅桃林、草野町矢作、草野町吉木、善導寺町飯田、善導寺町木塚、善導寺町島、善導寺町与田、山本町豊田、山本町耳納
青陵	荒木町藤田の一部、上津一丁目、上津二丁目、上津町の一部、国分町の一部、野伏間一丁目の一部、藤光一丁目、藤光町の一部、藤山町、本山一丁目、本山二丁目
高牟礼	高良内町の一部、青峰一丁目、青峰二丁目、青峰三丁目、御井町の一部
田主丸	田主丸町秋成、田主丸町朝森、田主丸町石垣、田主丸町以真恵、田主丸町恵利、田主丸町上原、田主丸町志塚島、田主丸町菅原、田主丸町鷹取、田主丸町竹野、田主丸町田主丸、田主丸町地徳、田主丸町常盤、田主丸町豊城、田主丸町中尾、田主丸町長栖、田主丸町野田、田主丸町殖木、田主丸町船越、田主丸町牧、田主丸町益生田、田主丸町森部、田主丸町八幡、田主丸町吉本
北野	北野町赤司、北野町石崎、北野町稻数、北野町今山、北野町大城、北野町乙丸、北野町乙吉、北野町金島、北野町上弓削、北野町高良、北野町十郎丸、北野町陣屋、北野町千代島、北野町塚島、北野町富多、北野町鳥巢、北野町中、北野町中川、北野町中島、北野町仁王丸、北野町八重亀
城島	城島町青木島、城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上、城島町江上上、城島町江上本、城島町江島、城島町大依、城島町上青木、城島町下青木、城島町下田、城島町四郎丸、城島町城島、城島町楢津、城島町西青木、城島町浜、城島町原中牟田、城島町六町原
三瀨	三瀨町生岩、三瀨町壺町原、三瀨町清松、三瀨町草場、三瀨町高三瀨、三瀨町田川、三瀨町玉満、三瀨町西牟田、三瀨町早津崎、三瀨町原田、三瀨町福光

	草野、草野町紅桃林、草野町矢作、草野町吉木、善導寺町飯田、善導寺町木塚、善導寺町島、善導寺町与田、山本町豊田、山本町耳納
青陵	荒木町藤田の一部、上津一丁目、上津二丁目、上津町の一部、国分町の一部、野伏間一丁目の一部、藤光一丁目、藤光町の一部、藤山町、本山一丁目、本山二丁目
高牟礼	高良内町の一部、青峰一丁目、青峰二丁目、青峰三丁目、御井町の一部
田主丸	田主丸町秋成、田主丸町朝森、田主丸町石垣、田主丸町以真恵、田主丸町恵利、田主丸町上原、田主丸町志塚島、田主丸町菅原、田主丸町鷹取、田主丸町竹野、田主丸町田主丸、田主丸町地徳、田主丸町常盤、田主丸町豊城、田主丸町中尾、田主丸町長栖、田主丸町野田、田主丸町殖木、田主丸町船越、田主丸町牧、田主丸町益生田、田主丸町森部、田主丸町八幡、田主丸町吉本
北野	北野町赤司、北野町石崎、北野町稻数、北野町今山、北野町大城、北野町乙丸、北野町乙吉、北野町金島、北野町上弓削、北野町高良、北野町十郎丸、北野町陣屋、北野町千代島、北野町塚島、北野町富多、北野町鳥巢、北野町中、北野町中川、北野町中島、北野町仁王丸、北野町八重亀
城島	城島町青木島、城島町芦塚、城島町浮島、城島町内野、城島町江上、城島町江上上、城島町江上本、城島町江島、城島町大依、城島町上青木、城島町下青木、城島町下田、城島町四郎丸、城島町城島、城島町楢津、城島町西青木、城島町浜、城島町原中牟田、城島町六町原
三瀨	三瀨町生岩、三瀨町壺町原、三瀨町清松、三瀨町草場、三瀨町高三瀨、三瀨町田川、三瀨町玉満、三瀨町西牟田、三瀨町早津崎、三瀨町原田、三瀨町福光

久留米市立小中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

平成22年1月に、久留米都市計画事業花畑駅周辺土地区画整理事業に伴い、西町及び津福本町の一部について、「花畑一丁目」「花畑二丁目」「花畑三丁目」として町の区域の設定が行われたが、対応する小学校区、中学校区の設定が漏れていたため、今回設定しようとするものである。

小学校区については、当該地区はすべて金丸小学校区のため「花畑一丁目」「花畑二丁目」「花畑三丁目」については金丸小学校区とする。

中学校区については、当該地区はすべて諏訪中学校区のため「花畑一丁目」「花畑二丁目」「花畑三丁目」については諏訪中校区とする。

第42号議案

久留米市立高等学校学則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成24年7月30日

教育長 堤 正則

提案理由

平成25年度から久留米商業高等学校の学科を統合するため、久留米市立高等学校学則の一部を改正しようとするものである。

久留米市立高等学校学則の一部を改正する規則

久留米市立高等学校学則（昭和32年久留米市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表1の項を次のように改める。

1	久留米市立久留米商業高等学校	全日制	経営科学科	240人	3年
---	----------------	-----	-------	------	----

第1号様式記入上の注意第1項中「(経営ビジネス科)又は(情報ビジネス科)」を「(経営科学科)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、平成25年3月31日以前から引き続き在学する者に係る別表及び第1号様式の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後に第1学年の途中若しくは第2学年以上に入学者、転学者、又は復学しようとする者に係る別表及び第1号様式の規定の適用については、その者が属することとなる学年に在学している者と同様とする。

久留米市立高等学校学則の一部を改正する規則新旧対照表

旧						新					
○久留米市立高等学校学則 (抜粋)						○久留米市立高等学校学則 (抜粋)					
(課程等)						(課程等)					
第2条 高等学校の課程、学科、募集定員、修業年限は、別表のとおりとする。						第2条 高等学校の課程、学科、募集定員、修業年限は、別表のとおりとする。					
略						略					
別表 (第2条関係)						別表 (第2条関係)					
番号	名称	課程	学科	募集定員	修業年限	番号	名称	課程	学科	募集定員	修業年限
1	久留米市立久留米商業高等学校	全日制	経営ビジ	120人	3年	1	久留米市立久留米商業高等学校	全日制	経営科学	240人	3年
			ネス科						科		
			情報ビジ	120人		2	久留米市立南筑高等学校	全日制	普通科	240人	3年
			ネス科								
2	久留米市立南筑高等学校	全日制	普通科	240人	3年	略					
略											

第1号様式（第9条関係）

第 号	卒業証書
割印	氏 名
	年 月 日生
校 印	
上記の者本校において高等学校（甲）の課程を修了したことを証する。	
年 月 日	
久留米市立 高等学校長 氏	名 印

記入上の注意

- 1 本文（甲）は久留米市立久留米商業高等学校では（経営ビジネス科）又は（情報ビジネス科）とし、久留米市立南筑高等学校では（普通科）とする。
- 2 証書番号は一連番号とし、証書授与台帳を調製する。

略

第1号様式（第9条関係）

第 号	卒業証書
割印	氏 名
	年 月 日生
校 印	
上記の者本校において高等学校（甲）の課程を修了したことを証する。	
年 月 日	
久留米市立 高等学校長 氏	名 印

記入上の注意

- 1 本文（甲）は久留米市立久留米商業高等学校では（経営科学科）とし、久留米市立南筑高等学校では（普通科）とする。
- 2 証書番号は一連番号とし、証書授与台帳を調製する。

略

教育委員会後援事業等に関する報告

H24.6.15からH24.7.18 受付分まで

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成24年6月10日(日)	第67回福岡県合唱連盟福岡支部合唱祭	福岡県合唱連盟福岡支部	石橋文化ホール	後援★	生涯学習推進課
2	平成24年6月12日(火)～6月17日(日)	直木賞受賞 葉室麟の世界	株式会社ハイマート久留米	久留米市一番街多目的ギャラリー	後援★	生涯学習推進課
3	平成24年6月23日(土)	脳から見た絆	久留米市女性の会婦人会連絡協議会	えーるピア久留米視聴覚ホール	後援	生涯学習推進課
4	平成24年6月24日(日)	平成24年度少年団指導者研修会・プレイリーダー研修2級	福岡県教育庁北筑後教育事務所	えーるピア久留米体育館・研修室	共催	生涯学習推進課
5	平成24年6月25日(月)～7月1日(日)	久留米大学学術文化執行委員会学術文化発表週間	久留米大学芸術文化執行委員会	久留米大学御井学舎、石橋文化センター	後援	生涯学習推進課
6	平成24年7月5日(木)～9月10日(月)	第20回みんなのバス車絵画コンクール	読売新聞西部本社	展示・表彰式 ソラリアプラザ1階ゼファ	後援	生涯学習推進課
7	平成24年7月7日(土)～10月14日(日)	特別展「あなたに見せたい絵があります。」ブリヂストン美術館開館60周年を祝う2	石橋財団石橋美術館	石橋美術館	後援	生涯学習推進課
8	平成24年7月14日(土)	久留米市民会館自主文化事業 くるめ市民劇団ほとめき倶楽部中間発表会	久留米市民会館	久留米市民会館小ホール	後援	生涯学習推進課
9	平成24年7月16日(月)	歌の会(「昭和の歌」特別会)	父祖の歌をなぞる市民の会	荘島コミュニティセンター2階大ホール	後援	生涯学習推進課
10	平成24年7月20日(金)、7月21日(土)	第44回ブリヂストン吹奏楽団久留米 久留米演奏会(市民に贈る吹奏楽の夕べ)	ブリヂストン吹奏楽団久留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
11	平成24年7月21日(土)～7月29日(日)	第1回福島の子どもたちを”ちくご”でおもいきり夏休み招待	福島の子どもたちを”ちくご”でおもいきり夏休み招待実行委員会	筑後地区	後援★	生涯学習推進課

12	平成24年7月21日(土)、 7月22日(日)	久留米市民会館自主文 化事業・劇づくりワー クショップ	久留米市民会館	久留米市民会館大ホ ール	後援	生涯学習推 進課
13	平成24年7月28日(土) 13:40~16:40	第48回高良山国語教育研 究会	久留米市高良山国語教育 研究会	久留米市立金丸小学校 視 聴覚室	後援	学校教育課
14	平成24年7月28日(土)~29日 (日) 平成24年8月24日(金)~25日 (土) 9:00~17:00	久留米市心理リハビリテー ション 夏期集中訓練会	久留米市心理リハビリテー ション研究会	久留米市総合福祉会館	後援	学校教育課
15	平成24年7月29日(日)	第16回研究生発表会	フジタバレエ研究所	久留米市民会館	後援	生涯学習推 進課
16	平成24年7月29日(日)	いもっ子流「世代交流の 子育て」	いもっ子の会	久留米ふれあい農業公 園	後援★	生涯学習推 進課
17	平成24年7月29日(日)	久留米市民オーケストラ 第16回サマーコンサート	久留米市民オーケストラ	石橋文化センター大 ホール	後援	生涯学習推 進課
18	平成24年7月31日(火) ~8月5日(日)	第29回筑後支部高等学 校書道教員展	福岡県高等学校書道教 育研究部会筑後支部	久留米一番街多目的 ギャラリー	後援	生涯学習推 進課
19	募集:平成24年8月1日 (水)~9月10日(月) 表彰式:平成24年10月 27日(土)	第8回久留米ジュニア川 柳誌上大会	久留米連合文化会	久留米市役所くるみ ホール	後援	生涯学習推 進課
20	平成24年8月10日(金) 10:00~16:30	筑後地区小学校音楽教育研 究会夏期実技講習会	筑後地区小学校音楽教育 研究会	石橋文化会館小ホール	後援	学校教育課
21	平成24年8月11日(土)	市民歴史講座「ピンチを チャンスに変えた戦例」	歴史を探访する市民の 会	荘島コミュニティセンタ ー2階大ホール	後援	生涯学習推 進課
22	平成24年8月25日(土) 18:30~21:00	第19回 みのう音楽祭	みのう音楽祭実行委員会	うきは市(旧吉井町)文化会館 「しらかべホール」	後援	田主丸) 文化スポ ーツ課
23	平成24年8月25日(土)、 8月26日(日)	こども芸術体験講座「忍 者キッズパラダイス 2012」	公益財団法人久留米文 化振興会	勤労青少年ホーム軽運 動室	後援	生涯学習推 進課

24	平成24年8月30日(木)	Piano Quatuor	音の森グループ	石橋文化ホール	後援★	生涯学習推進課
25	平成24年9月2日(日)	五日市剛久留米講演会	ありがとうのまち久留米実行委員会	久留米商工会議所5階大ホール	後援	生涯学習推進課
26	平成24年9月11日(火)～9月16日(日)	第18回趣味の作品展	久留米市退職中学校長会	えーるピア2階市民ギャラリー	後援	生涯学習推進課
27	平成24年9月12日(水)～9月16日(日)	創元会福岡支部展	創元会福岡支部	石橋美術館	後援	生涯学習推進課
28	平成24年9月15日(土)	久留米のひと・まちを愛する「くるめ人グランプリ2012」～あなたは何か出来ますか。今、愛しき故郷の為に！～	社団法人 久留米青年会議所	久留米商工会館5階大ホール	後援	生涯学習推進課
29	平成24年9月28日(金) 13:00～17:00	第51回福岡県中学校進路指導研究大会「筑後大会」	福岡県中学校進路指導研究会	久留米市立青陵中学校	後援★	学校教育課
30	平成24年11月4日(日)	演劇「からくり儀右衛門～東芝を創った男～」	「からくり儀右衛門」上演実行委員会	石橋文化会館小ホール	後援★	生涯学習推進課
31	平成24年11月10日(土)	精神科医越智啓子講演会	笑いで癒そう会	サザンクス筑後小ホール	後援★	生涯学習推進課
32	平成24年11月17日(土)、11月18日(日)	第24回MOA美術館筑後児童作品展	MOA美術館筑後児童作品展実行委員会	石橋美術館	後援	生涯学習推進課
33	平成24年11月20日(火) 13:30～16:50	福岡教育大学研究開発プロジェクト[2年目] 現代的教育課題に応える共同研究の推進－各教科等における言語活動の充実－研究発表会(教科・領域別)	福岡教育大学	久留米市立北野小学校	後援★	学校教育課
34	平成25年1月5日(土)～13日(日) 10:00～16:00	2012年度久留米ユネスコ協会子ども絵画展	久留米ユネスコ協会	久留米市庁舎2階ホワイエ及びアートスペース	後援	学校教育課
35	平成25年1月12日(土)～1月26日(土)	第11回ジュニア青木繁展	久留米連合文化会	久留米市役所ホワイエ・アートスペース	後援	生涯学習推進課

36	平成25年1月26日(土)	げきであそぼ！こどものための1日体験教室	特定非営利活動法人舞台アート工房・劇列車	金丸校区コミュニティセンター大ホール	後援	生涯学習推進課
37	平成25年3月1日(金)～平成24年3月14日(木)	久留米広域消防本部防火ポスターコンクール(防火ポスター募集及び展示会)	久留米広域消防本部	久留米市庁舎2階ホワイエ(予定)	後援	学校教育課

久留米市スポーツ振興基本計画の見直しについて

1 見直しの背景

- 「久留米市スポーツ振興基本計画」は、本市のスポーツ行政を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年3月に策定された。本計画は5年を目途に計画全体の見直しを行うこととしており、本市のスポーツ行政を取り巻く現状や国の方針等を踏まえた見直しを行う時期にある。
- 平成24年3月、国では新たに「スポーツ基本計画」が策定されたことから、同基本計画の地方公共団体の役割に留意し、市の計画の見直しを行う必要がある。

2 基本的な考え方

10年計画の中間見直しであることから、基本理念や基本方針、施策体系等は現行のものを継続する。また、次のような視点を踏まえ、教育委員会や審議会等の審議を経て見直しを行う。

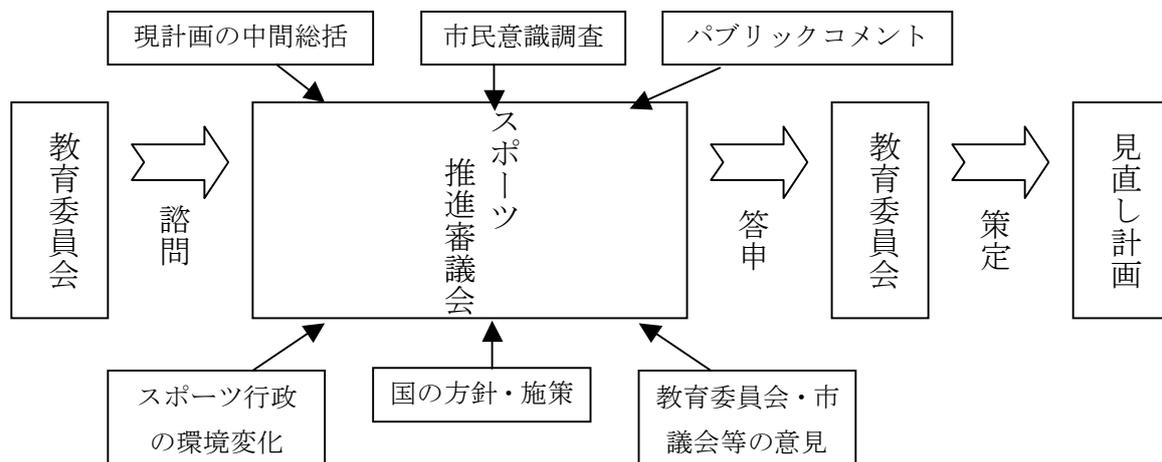
- ・ 中間総括と市スポーツ行政の環境変化
- ・ 国の方針や施策
- ・ 教育委員会、審議会等の意見やパブリックコメント

3 計画の対象期間

～平成28年度

4 検討体制

市スポーツ振興基本計画は、審議会条例の規定に基づきスポーツ推進審議会に諮問し、スポーツ行政の環境変化、国の方針・施策、市議会等の意見を踏まえつつ、審議を進めて策定する。



5 スケジュール (案)

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 24年 7月 | スポーツ推進審議会開催 (以後随時)、市民意識調査実施 |
| 10月 | 市民意識調査結果速報 |
| 11～12月 | 中間まとめ (教育委員会報告) |
| 25年 1月 | パブリックコメント実施 |
| 2～3月 | 最終報告 (教育委員会報告) |

久留米の地に紫灘の申し子達が降臨す



観戦無料

第14回

紫灘旗全国高校遠的弓道大会

総務省・文部科学省「スポーツ拠点づくり推進事業」承認大会

日時 平成24年 8月18日(土)・19日(日)

[公開練習] AM10:30~ [競技開始] 午前8:30~
 [開会式] PM5:00~

会場 久留米総合スポーツセンター
 陸上競技場(特設射場)
 久留米市東櫛原町135



第13回(平成23年)優勝(男子)川内商工高校



第13回(平成23年)優勝(女子)岩槻商業高校

主催者推薦出場校(予定)

- 【男子】川内商工高校 (鹿児島県:前回大会優勝校)
- 名古屋工業高校 (愛知県:前回大会準優勝校)
- 【女子】岩槻商業高校 (埼玉県:前回大会優勝校)
- 筑紫台高校 (福岡県:前回大会準優勝校)



この事業は、(財)地域活性化センターのスポーツ拠点づくり推進事業の支援を受けて実施しています。

この事業は、市町村振興宝くじ(サマージャンボ宝くじ)の取組金の交付を受けて行っています。

写真提供: Zeal Photos

第13回紫灘旗全国高校遠的弓道大会

主催 久留米市・紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会
この事業は、(財)地域活性化センターのスポーツ拠点づくり推進事業の助成を受けて実施しています。

「紫灘旗」の 紫灘とは？

「紫灘」とは、江戸時代・幕末期に

水天宮(福岡県久留米市瀬下町)の

祠官(宮司)職であった

真木和泉守保臣(従五位下和泉守

平朝臣保臣)の号(文人・画家などが

本名以外に用いる名前)です。

真木和泉守保臣は、幕末の勤皇の

志士として、のちに明治維新へと

つながる尊王攘夷運動の

精神的指導者として知られており、

1864年7月の「禁門の変」を

指導したことで有名です。

真木和泉守保臣が

「弓の名手」であったことにちなんで

「紫灘旗」と名付けられました。

「紫灘旗全国高校遠的弓道大会」の歴史とは？

- 昭和47年：「真木和泉守保臣」氏が弓の名手であったことにちなみ、青少年の精神的育成を主とした「顕彰弓道大会」を開始。平成10年まで26回の開催。
- 平成11年：「真木和泉守保臣」氏の没後135年、久留米市制110周年を記念し、昭和47年から平成10年まで続けてきた「顕彰弓道大会」の名称を「紫灘旗高校弓道大会」に変更し、近的競技による第1回紫灘旗高校弓道大会を開催。
- 平成18年：国(文部科学省・総務省)の「スポーツ拠点づくり推進事業」の承認をいただき、大会内容を大きくリニューアルし、「第1回全国高校選抜遠的弓道大会」として開催。
- 平成21年：大会名称を「紫灘旗全国高校遠的弓道大会」に変更。

歴代優勝校(過去3年)

第11回 (平成21年)	優勝(女子) 鹿屋女子高校(鹿児島県) 優勝(男子) 鹿児島工業高校(鹿児島県)	準優勝(女子) 鹿児島女子高校(鹿児島県) 準優勝(男子) 祐誠高校(福岡県)
第12回 (平成22年)	優勝(女子) 鹿屋女子高校(鹿児島県) 優勝(男子) 名古屋工業高校(愛知県)	準優勝(女子) 大宮東高校(埼玉県) 準優勝(男子) 高松商業高校(香川県)
第13回 (平成23年)	優勝(女子) 岩槻商業高校(埼玉県) 優勝(男子) 川内商工高校(鹿児島県)	準優勝(女子) 筑紫台高校(福岡県) 準優勝(男子) 名古屋工業高校(愛知県)

「スポーツ拠点づくり推進事業」とは？

高校野球といえば「甲子園」、高校ラグビーといえば「花園」といったように、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点づくりを全国に進める事業です。承認大会となるためには、小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会で、特定の市町村で継続的に開催する大会であることが条件で、スポーツ拠点づくり推進委員会による審査により決定します。現在までに、全国で「65大会」しか承認されておらず、紫灘旗全国高校遠的弓道大会もその一つの大会です。

お問い合わせ

紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会事務局

(久留米市市民文化体育スポーツ課内)

〒830-0042 福岡県久留米市荏島町11-1(荏島体育館内)

TEL.0942-30-9226 FAX.0942-38-2259

●URL <http://blog.livedoor.jp/shitanki/>

●E-mail: taiikusp@city.kurume.fukuoka.jp



■主催/久留米市・紫灘旗全国高校遠的弓道大会実行委員会 ■共催/西日本新聞社、福岡県弓道連盟、久留米市教育委員会、(財)久留米市体育協会、(財)久留米観光コンベンション国際交流協会 ■後援/総務省、文部科学省、(財)地域活性化センター、(公財)全日本弓道連盟、(財)全国高等学校体育連盟、(財)全国高等学校体育連盟弓道専門部、全九州弓道連盟連合会、福岡県教育委員会、福岡県高等学校体育連盟、真木和泉守保臣先生顕彰会 ■主管/福岡県筑後地区弓道連盟 ■協賛/水天宮、他

第16回

筑後川の雄大な自然にふれながら、参加チームとの交流を楽しもう！

筑後川 Eボート

フェスティバル 参加チーム大募集！

日時

9月2日（日）

受付：8時30分

※雨天決行・予備日なし

会場

筑後川漕艇場

久留米市瀬下町

水天宮下

■ 参加料 : 1チーム5,000円(保険代を含む)

■ チーム編成 : 1チーム10名(12名までエントリー可能)

■ 申し込み受付 : 平成24年7月30日(月)～8月22日(水)まで

所定の参加申込書に必要事項を記入のうえ、FAXもしくは郵送にてお申込ください。

申込書は久留米市ホームページ(<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>)でダウンロードできます。

また、事務局までご連絡いただければ、郵送にてお送りします。

■ 参加チームのための事前練習会

はじめて参加される場合もご安心ください。事前練習会を開催し、Eボートインストラクターが、Eボートの操作法を伝授します！！

日時：平成24年8月26日(日) 10時00分～11時30分

会場：筑後川漕艇場（久留米市瀬下町 水天宮下）

Eボート 体験乗船 教室

日時：平成24年8月12日(日) 10時00分～(90分程度)

会場：筑後川漕艇場(久留米市瀬下町 水天宮下)

対象：どなたでも参加できます(申込先着順：50名)

受付期間：平成24年8月10日(金)まで

申込：TELまたはFAX(市体育スポーツ課まで)

▽申込・問合せ先

〒830-0042

久留米市荘島町11-1(荘島体育館)

筑後川Eボートフェスティバル実行委員会

事務局(久留米市市民文化部 体育スポーツ課内)

TEL:0942-30-9226

FAX:0942-38-2259

市立小中学校の児童生徒数及び学校規模について

1. 現状と課題について

(1) 全国的な状況

今後、さらなる少子化が急速に進み、また、地域間で人口分布が大きく偏ることが予想される中で、全国的な傾向として学校の小規模化がさらに進んでいくものと見込まれている。

そうした中で、将来にわたって義務教育の機会均等、教育水準の維持・向上を図り、子どもが「生きる力」をはぐくむことができる学校教育を保障する観点から、学校の適正配置の在り方について検討することが必要となっている。

(中央教育審議会 初等中等教育分科会資料 抜粋)

(2) 本市の状況

本市においても、今後さらに学校の小規模化が進む【資料 1】【資料 2】ことが想定され、推計では、平成 26 年度に浮島小のほか大橋小及び下田小が、平成 30 年度には草野小が複式学級【資料 3】による運営が見込まれる。また、平成 30 年度には 6 学級(全学年単一学級)以下の小学校が 16 校に増加する。

注) 小学校の学校規模については、学校教育法施行規則において規定されている。

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

また、中学校の学校規模についても、同規則第 79 条によりこの規定を準用している。

さらに、旧文部省が作成した資料「これからの学校施設づくり」(昭和 59 年文部省助成課)において学校規模を次のように分類している。

学校規模	過小規模	小規模	適正規模	大規模 (統合の場合 の適正規模)	大規模	過大規模
学級数	1～5	6～11	12～18	19～24	25～30	31 以上

(3) 課題

学校規模によるメリット・デメリットについては、中央教育審議会(初等中等教育分科会)でも整理されている。【資料 4】

本市においても大規模校(小学校・中学校とも 19 学級以上)と小規模校(小学校・中学校とも 12 学級未満)の学校がそれぞれ存在しているが、特に教育上の課題として緊急の対応を要するのは、過小規模といわれる複式学級の運営を行なう学校と考えられる。

2. 教育課題に係る検討状況について

(1) 久留米市立小中学校通学区域審議会の開催状況

久留米市立小中学校通学区域審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校の通学区域及びその他通学区域に関し必要な事項について調査審議し、意見を答申することとしている。平成 23 年度は 2 回の通学区域審議会を開催し、学校規模に関する報告等も行なった。

開催日	主な議題	概要
H23.10.5	児童・生徒数の状況 選択制・指定校変更の状況	H23.5.1 現在の児童生徒数を基に、H28 年度までの推計値を提示、検討を行なった。 小森野小から櫛原中への進学希望状況、津福小から荒木中への進学実績など、現通学区における検討課題を確認。
H23.12.16	西国分小の取り扱い 小規模校の対応	これまでの児童数状況からやや減少化傾向が現れ、その後の安定化が見込まれる。 小規模校について早急に答えを出すべきではない。単純に標準化を急ぐべきでない。

(2) 近隣自治体の状況

	特徴	住民の反応等
大牟田市	H18.H22 年度に周辺部の統廃合に着手(かつて分割した学校の再統合) H23.2 市立学校整備第二次実施計画策定 H24.4 廃校予定であった上内小について、地域の要望により特例的に市内全域から募集を行なう小規模特認校【資料 5】の実施へ方針転換	市立上内小の統合反対運動の発生 H24.4 転入児童 1 名を受け入れ
筑後市	H24.4 市立下妻小学校で複式学級を避けるための特別転入学制度(小規模特認校)を実施 「きめ細かな指導」「豊かな体験活動」を示し、児童増加を図る	H24.4 転入児童 13 名を受け入れ、複式学級対象学年に 9 名の転入があったため複式学級を回避
みやま市	H22.12 学校規模適正化委員会最終答申 H23.3 小中一貫教育を取り入れた市立小中学校再編計画(案)作成 検討委員会主導で方針案を整理	PTAには複式学級解消への一定の理解あり H24.6 統合学校施設の整備方針について保護者・住民と調整中

(参考) 報道記事等【資料 6】

3. 今後の取組みについて

(1) 内部組織による調査・研究

教育委員会内にプロジェクトチームを設置し、市立小・中学校の適正配置について先進事例や関係法令についての情報収集を継続するとともに、実施に向けた調査・研究をすすめる。

(2) 久留米市立小中学校通学区域審議会における課題検討

教育委員会の諮問機関である久留米市立小中学校通学区域審議会において、市立小・中学校の適正配置についての課題報告と課題解決のための審議等を行なっていく。

(3) 西国分小学校における一方的学校選択制の制度見直し

過大規模校解消を目的として西国分小学校が実施してきた一方的選択制について、制度見直しを行なう。

【複式学級】

複式学級とは「児童又は生徒の数が著しく少ないかその他特別の事情がある場合においては、政令で定めるところにより、数学年の児童又は生徒を一学級に編成」する学級をいう。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条)

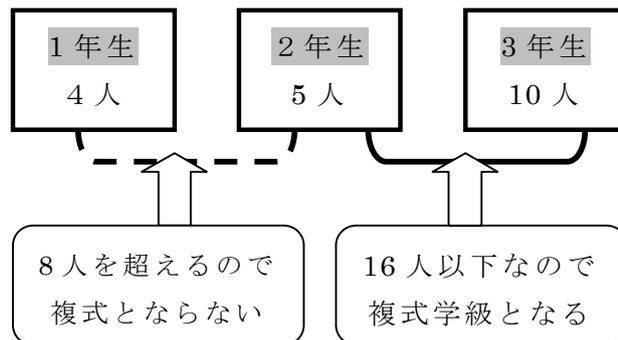
■ 複式学級の編制基準

「小学校では、二の学年の児童数の合計が16人以下の場合一学級編制とする。ただし、第一学年の児童を含む学級にあっては8人以下を一学級編制とする。」
 「中学校では、8人以下は一学級編制とする。」

⇒ 福岡県教育委員会は国が示した標準をもとに学級編制基準(国と同様)を定め、県費負担教員を配置する学級編制を決定している。

■ 具体的な複式学級の編制のイメージ

[例] 小学校の場合



■ 浮島小学校の変遷

年度	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	児童数計	学級数計
H18	2	8	8	11	8	10	47	6
H19	6	2	8	8	10	8	42	4
H20	2	6	2	7	7	11	35	4
H21	3	2	6	2	8	7	28	3
H22	4	3	2	7	2	8	26	3
H23	2	4	3	1	8	2	20	3
H24	4	2	4	3	1	8	22	3

※太枠・網掛は複式学級を示す。

H19年度から「1年+2年」及び「3年+4年」の複式学級、H21年度からは「5年+6年」も複式学級となって以降、全体で3学級編制が継続している。

■ 下田小学校の推計変遷

年度	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	児童数計	学級数計
H24	9	8	17	3	15	15	67	6
H25	3	9	8	17	3	15	55	6
H26	4	3	9	8	17	3	44	5
H27	3	4	3	9	8	17	44	4
H28	1	3	4	3	9	8	28	4
H29	4	1	3	4	3	9	24	3

■ 大橋小学校の推計変遷

年度	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年	児童数計	学級数計
H24	7	13	18	10	16	20	84	6
H25	4	7	13	18	10	16	68	6
H26	10	4	7	13	18	10	62	5
H27	5	10	4	7	13	18	57	5
H28	13	5	10	4	7	13	52	4
H29	10	13	5	10	4	7	49	4

学校規模によるメリット・デメリット(例)

資料4

※学校の適正配置に関して都道府県・市町村が作成している計画等を参考に文部科学省において作成

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【学習面】	児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい	<p>集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</p> <p>1学年1学級の場合、ともに努力してよりよい集団を目指す、学級間の相互啓発がなされにくい。</p>	<p>集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。</p>	全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。	<p>運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。</p> <p>中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。</p> <p>児童・生徒数、教職員数が少ないため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。</p>	<p>運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。</p> <p>中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。</p> <p>児童・生徒数、教員数がある程度多いため、グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。</p>	学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
		部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。	様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。	
【生活面】	児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。	クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。	クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。	学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	異学年間の縦の交流が生まれやすい。	<p>集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。</p> <p>切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。</p>	切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。	
	児童・生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導が行いやすい。	組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。	学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。	全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。

	小規模化		大規模化	
	メリット	デメリット	メリット	デメリット
【学校運営面・財政面】	<p>全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</p> <p>学校が一体となって活動しやすい。</p>	<p>教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。</p> <p>学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いにくい。</p> <p>一人に複数の校務分掌が集中しやすい。</p> <p>教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。</p>	<p>教員数がある程度多いため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。</p> <p>学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。</p> <p>校務分掌を組織的に行きやすい。</p> <p>出張、研修等に参加しやすい。</p>	<p>教職員相互の連絡調整が図りづらい。</p>
	<p>施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。</p>	<p>子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。</p>	<p>子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。</p>	<p>特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。</p>
【その他】	<p>保護者や地域社会との連携が図りやすい。</p>	<p>PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。</p>	<p>PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。</p>	<p>保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。</p>

【小規模特認校】

小規模特認校は、平成 9 年に文部科学省が示した通学区域の弾力的運用方法の 1 つ。例えば、自然環境に恵まれた小規模の学校で、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を育てる特徴ある教育をし、市内に居住する児童が通学区域にかかわらず入学申し込みができるようにする制度

⇒ 魅力ある教育活動を行っている小規模の学校に全市域から入学できるようにする。

■ 小規模特認校の導入について

- ・ 市教委で特認校として指定すれば制度的には導入可能である。
- ・ 導入校においては、他校にない「特徴ある教育」や学校と保護者、地域が一体となった協働による取組が必要となる。
- ・ 通学区域が全市域となるため、保護者の送迎またはスクールバスが必要になる。
- ・ 制度を導入すると一定期間継続しなければならない。

■ 先進他市の事例**○ 近隣自治体での導入例**

平成 24 年度から、以下の 2 市 (2 校) で導入されている。

- ・ 大牟田市: 上内小学校 (特認校制度利用児童数: 1 名)
- ・ 筑後市: 下妻小学校 (特認校制度利用児童数: 13 名、
うち 9 名は複式学級対象学年へ)

小規模校 待望の転校生

小1男児、大牟田・上内小へ



「上内のホタルを守ろう」と、総合学習で育ててきたホタルの幼虫を小川に放流する上内小の子どもたち＝大牟田市上内

大牟田市立上内小学校で4月に始まる「小規模特認校」制度で、他校区から児童1人の転入が内定した。地域の豊かな自然に加え、少人数の利点を生かしたきめ細かな教育に期待して転校するという。市教委は今後も随時受け付ける。

特色ある教育に期待

同小の児童は現在51人。年秋に決まった。希望される児童数の減少により4月からは市内のどこからでも通える予定だ。学校の存続と児童数を増やす方策として、市内初の同制度の導入が昨

市教委によると、応募は3件。学校見学や面接などを経て市内の小学1年の男児の転入が内定した。

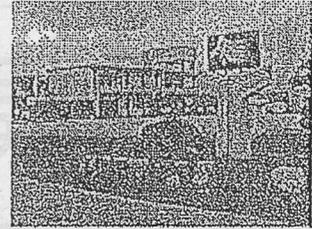
田川一郎校長は「来てよかったと思ってもらえるよう、全力で子ども力を伸ばし、さらに多くの子どもに来てほしい」と喜んでいる。昨年からは、地域住民の協力でホタルを卵から育てたり、ホタルマップを作ったりしている。毎週木曜の朝は「カルタタイム」を設け、「五色百人一首」「ことわざカルタ」で子どもたちの親睦も図ってきた。丁寧な指導もあって一輪車は全児童が乗れるという。校内の水槽で育てたホタルの幼虫が大きくなり、18日に手分けして近くの小川に放流した。3年の永田翔太郎くん(8)は「育ててきた幼虫を無事に川に帰せてよかった」と笑顔で話し、4年の江崎鈴華さん(10)は「5月下旬に来てみるので、きれいな光を放って輝いてほしい」と願っていた。

(松本健造)



安永努校長

下妻小学校では
きめ細やかな指導や
豊かな体験活動を
 行います。

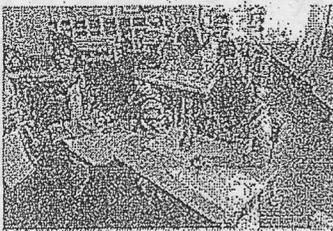


下妻小学校

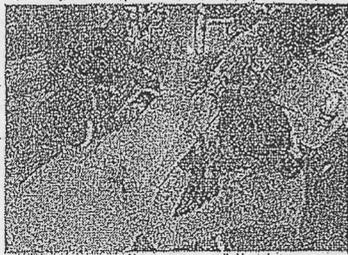
下妻小学校では、学力向上のために、きめ細やかな指導を行います。また、心と体と人間関係作りのために、豊かな体験活動を行います。担任を中心に全職員で、子どもの様子を見守り、指導する体制をとっています。122年目の下妻小学校へ、皆さんの転入学をお待ちしています。

きめ細やかな指導

読み・書き・計算の反復指導

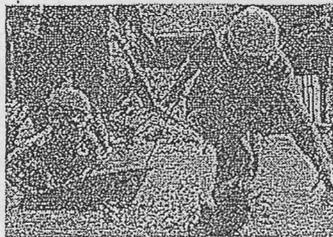


全員への個別指導

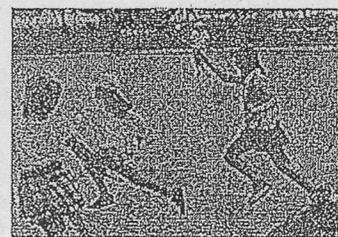
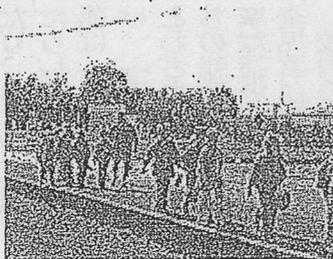


豊かな体験活動

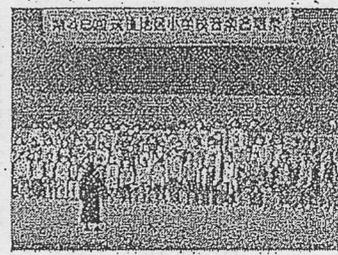
ふれあい活動（ドロリンピック） 友だちづくり活動（全校遊び）



がんばる活動（鍛錬遠足）



文化活動（全校合唱）



【お知らせ】平成24年2月15日（水）の13:50～14:35に授業公開をします。
 どうぞ、ご参加ください。

下妻小学校連絡先

住所 〒833-0021 筑後市大字下妻1317

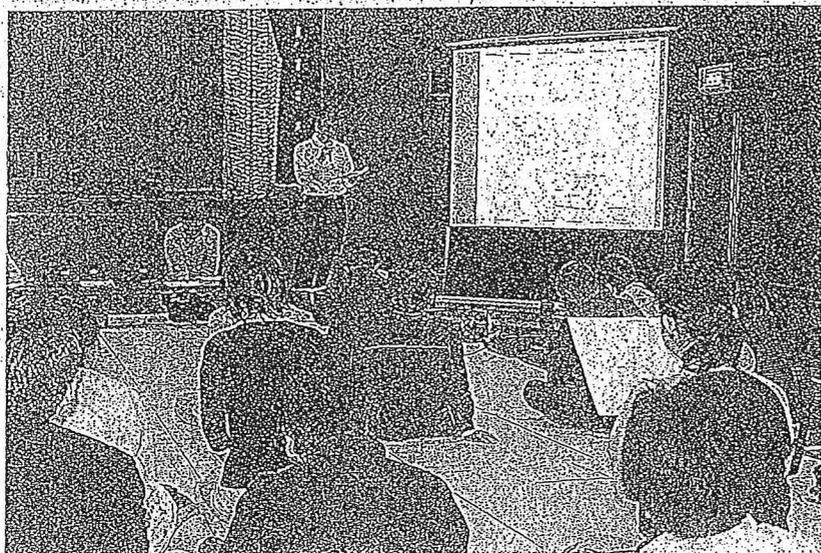
TEL : 0942-53-2618

4小統合割れる保護者

みやま市

みやま市の4小学校を統合し、新校舎を山川中学校に併設して建てる学校再編計画に、保護者から賛否両論が出て、難航しそうだ。反対派は中学の運動場やプールを共用するため「児童が萎縮し、安全面でも不安がある」と懸念。一方で複式学級がある飯江小では「早く計画通り進めて」との要望が多い。市教委は「計画変更はできない」とし、近く建設場所を決める。

〔近藤聡司〕



12日夜の飯江小ミーティングルームでの住民説明会

【反対】 中学への併設が不安

【賛成】 複式学級 早く解消を

統合の対象は飯江、竹海、山川東部、山川南部の各小学校。児童減少が進み、竹海小も数年内に複式学級を設ける見通しだ。

そこで市教委は昨年9月、4小を統合し、山川中に併設する形で14年春に開設する再編計画を決定した。決定の前年であった第三者機関による答申では、まず山川東部小の校舎を活用して統合した後、早期に中学と校舎を併設して小中一貫教育の導入を検討することになっていた。

しかし、市は山川東部小を活用した統合は、校舎改修などで4億円近く必要と試算。一気に新校舎建設を目指す方針に転換した。3月議会で、新校舎総工費9億6000万円のうち、今年度分3億8000万円を計上し

統合小校舎の建設候補の一つになっている山川中の運動場。右奥が校舎で、小学校舎は左のフェンスの内側に建設される計画



た予算案を提案。議会には反対意見があること踏まえ、「地域の理解を得て進めること」と修めるといふ。

約80人が参加した山川東部小校区からは「2案以外の候補地検討を」との意見が相次いだ。市教委は「市議6600万円」の対象から外れる」と否定的

った。一方、飯江小校区の保護者らは「3年生は4人しかない。早く実現して」と述べ、計画を後押しした。

一部は市幹部からは、東部小を除く3校で先に新設校に移って、この意見もあるが、市教委は「3校統合では、国の補助金(2億6600万円)の対象から外れる」と否定的

平成24年7月大雨による被害について（報告）

■ 平成24年7月に発生した大雨による市民文化部所管施設の被害状況については、下記のとおりです。

施設等	被害状況	対応状況
田主丸そよ風ホール	北側駐車場冠水。へドロ堆積。	へドロ撤去済
城島インガットホール	①南側駐車場冠水による浄化槽の故障。	浄化槽修繕済
青少年ふれあいセンター外(共通部分)	①施設周辺冠水のため堆積物あり ②キュービクル浸水による施設停電 ③浄化槽及びポンプ室浸水のため浄化槽停止 ④受水槽併設のポンプ浸水のため給水停止 ⑤床上浸水	①撤去処理中 ②復旧済 ③浄化槽は部品を借用し、代替で運転している。 ④受水槽ポンプ修繕済 ⑤排水処理・乾燥作業・消毒作業
三瀨農村環境改善センター	①雨漏りによる1階天井部分の一部落下 ②雨漏りによる大量の雨水流出 ※雨漏り14箇所	①落下物の撤去作業済 ②排水処理・乾燥作業
城島図書館	一部雨漏りにより、センサー落下。	天井に穴を開け、雨水が溜まらないよう処理。崩落箇所は立入禁止。
北野筑後川グラウンド	グラウンド表面の砂は流され、大量の泥がたまっている。	今後、泥等の撤去を予定
田主丸柳瀬サッカーコート	グラウンド表面の砂は流され、大量の泥がたまっている。サッカーゴールの流出。	今後、泥等の撤去を予定
田主丸テニスコート	砂入り人工芝の砂が流されている。Aコート人工芝が破損。	今後、人工芝の修繕を予定
田主丸ソフトボール場	グラウンド表面の砂は流され、側溝がつまっている。	今後、砂敷詰め、側溝浚渫を予定
甲塚古墳（藤山町）	古墳の法面が一部崩壊している。道路への影響はない。	立入り禁止で安全確保している。
高良山神籠石（御井町）	①高良山金明竹横の参道が崖崩 ②高良山旧宮司邸横の崖崩・石垣崩壊 ③神籠石敷地内の良山団地付近が崖崩れにより、排水溝を土砂と樹木が塞いでいる。	①～②立入り禁止とし安全確保している。 ③排水溝を塞いでいる土砂と樹木を撤去し、応急処理をしている。

大雨等による学校施設の被害状況について

大雨及び落雷等による学校施設の被害については、小学校5校・中学校2校で発生し、被害総額は現時点で判明している分で、5,850千円(見込)となっております。

いずれの被害についても、現地確認後、速やかに業者等へ依頼し、復旧作業等を行っております。

【被害の概要】

被害内容	内訳
落雷による被害	小学校3校
浸水による浄化槽設備被害	小学校2校
大雨によるグラウンド土砂流出	中学校1校
学校敷地の法面の一部崩壊	中学校1校

【学校別一覧(発生日順)】

発生日	学校名	被害内容	被害額(見込)
7月3日	屏水中学校	屏水中学校運動場に隣接するグラウンド南側用排水路の土留め擁壁の倒壊により、用排水路が氾濫しグラウンド敷地に流入し、表層土が流失	1,800千円
7月4日	南薫小学校	グラウンド中央部に落雷したことにより、電話・放送・エレベータ設備等の弱電設備機材の基盤等に被害	2,700千円
7月14日	城島小学校	浄化槽設備が浸水により、流量調整槽ブローア1台が破損	100千円
7月14日	大橋小学校	浄化槽設備が浸水により、ばっ気槽ブローア3台が破損	200千円
7月20日	草野小学校	落雷により、電話・テレビアンテナ設備などの弱電設備機材に損傷	350千円
7月20日	川会小学校	落雷により、電話・放送設備などの弱電設備機材に損傷	350千円
7月20日	良山中学校	北西面の学校敷地で、大雨により法面が一部崩壊し小規模の崖崩れが発生	350千円

いじめの実態について

1 生徒指導月例報告「いじめ」問題報告・対応状況

(1) 平成 22 年度、23 年度 いじめの認知件数

	小学校		中学校		計	
	認知学校数	認知件数	認知学校数	認知件数	認知学校数	認知件数
22 年度	8	12	9	24	17	36
23 年度	5	6	10	27	15	33
増減	-3	-6	+1	+3	-2	-3

※ いじめの認知件数は、18 年度小 70 件・中 67 件、19 年度小 24 件・中 23 件、20 年度小 15 件・中 11 件、21 年度小 10 件・中 17 件となっている。

※ 23 年度いじめ事案について、小学校 4 件、中学校 18 件が解消。その他の事案については定期的に教育相談等を実施。継続的支援によって本年度当該児童生徒のいじめ事案の報告は無。

(2) 平成 24 年度 いじめの認知件数（4～6 月「月例報告」7 月 25 日現在）

	4 月		5 月		6 月		合計	
	認知学校数	認知件数	認知学校数	認知件数	認知学校数	認知件数	認知学校数	認知件数
小学校	0	0	0	0	2	2	2	2
中学校	1	1	6	6	1	2	8	9

※ 24 年度のいじめ事案については、小学校 1 件、中学校 3 件が解消。その他の事案についても、定期的に教育相談等を実施している。

2 教育相談員等が受けた電話相談等

(1) 平成 22 年度、23 年度 いじめに係る教育相談件数

		いじめと思われる 相談事案 件	解消事案 件 (%)	一定の解消で見守 り事案 件 (%)	不明（匿名、卒業等 で特定できない）
		H22	小	10	2 (20%)
	中	20	4 (20%)	2 (10%)	14
H23	小	6	4 (67%)	1 (17%)	1
	中	5	1 (20%)	1 (20%)	3

(2) 平成 24 年度 いじめに係る教育相談件数（4～6 月）

	4 月		5 月		6 月		合計	
	相談学校数	相談件数	相談学校数	相談件数	相談学校数	相談件数	相談学校数	相談件数
小学校	0	0	2	2	3	4	5	6
中学校	3	3	4	4	0	0	7	7

※24 年度 4 月～6 月に教育相談員の電話に寄せられたいじめに係る事案は、小学校 6 件、中学校 7 件である。そのうち、解消した事案が 6 件、一定の解消が図られた継続見守り事案が 7 件である。なお、教育相談の内容は、確実に各学校の管理職に状況を報告、説明し、確認するとともに、保護者との連絡をとり適切な対応をするように指導助言する。

財団法人久留米市体育協会における不祥事の発生について

1 経過

平成24年7月3日、久留米市体育協会職員が、預金通帳に不審な黒塗り部分があるのを発見したため、帳簿類を点検するとともに、経理を担当していた嘱託職員に事情を聞いた結果、7月6日になって資金を不正に流用し着服していたことを認めた。

以降24日にかけて、嘱託職員が在職していた時期の帳簿類全部を点検し、更に本人から事情を聴くなどして調査を行った結果、下記の事実が明らかになったものである。

2 概要

嘱託職員は、経理を担当する立場を悪用し、平成6年2月から平成24年6月にかけて、財団法人久留米市体育協会の資金91,863,464円を不正に流用した。

このうち、46,397,461円は、無断で自費により戻し入れを行っていたため、今回判明した被害額は、45,466,003円となった。

また、平成16年5月から平成24年6月にかけて、久留米市体育協会の育成団体である久留米市スポーツ少年団の資金24,871,252円を不正に流用した。

このうち、21,525,218円については、久留米市体育協会の資金から補填しているため、今回判明した被害額は、3,346,034円となった。

この結果、今回判明した被害額の総額は、48,812,037円となる。なお、嘱託職員は、酒食等の遊興費に使った旨供述している。

なお、嘱託職員については、平成24年7月25日付けで懲戒免職とし、久留米市体育協会とスポーツ少年団として刑事告訴することとしている。

久留米市体育協会		久留米市スポーツ少年団		合 計	
不正流用額	91,863,464 円	不正流用額	24,871,252 円	不正流用額	116,734,716 円
本人が自費で戻し入れていた額	46,397,461 円	久留米市体育協会から補填した額	21,525,218 円		
今回判明した被害額	45,466,003 円	今回判明した被害額	3,346,034 円	今回判明した被害額	48,812,037 円

※ 久留米市スポーツ少年団における「久留米市体育協会から補填した額」は、久留米市体育協会と久留米市スポーツ少年団の双方の「不正流用額」として計上されるため、実際に嘱託職員が着服した額は、95,209,498円となる。

3 被害額の弁済について

事案発覚後、嘱託職員に対して弁済を求めた結果、久留米市体育協会及び久留米市スポーツ少年団に対し、今回判明した被害額全額が弁済された。